

## 石綿による疾病の労災認定基準の改正について

石綿ばく露作業労働者に発症した肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患の業務上外を判断する労災認定基準を、本日、2月9日付けで改正するとともに、全国労災補償課長会議において指示した。

改正労災認定基準は、環境省と合同で開催した「石綿による健康被害に係る医学的判断に関する検討会」から、2月7日付けで提出された報告書を踏まえ作成したものである。

改正労災認定基準は、2月9日以降に決定する請求事案について適用される。

主な改正内容は次のとおりである。

- 1 中皮腫については、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見を認定の要件としていたが、中皮腫の確定診断等がなされていることの確認ができていれば医学的所見は求めないこととしたこと。
- 2 肺がんについては、これまで石綿肺の所見が得られない者に発症したものは、胸膜プラーク、石綿小体又は石綿繊維が認められるとの医学的所見が得られ、かつ、石綿ばく露作業への従事期間が10年以上あるものを業務上と認定していたが、石綿小体又は石綿繊維量が一定量以上認められたものは、石綿ばく露作業への従事期間が10年に満たなくても認定することとしたこと。
- 3 びまん性胸膜肥厚については、これまで全ての事案を本省協議としていたものを、一定のものについて業務上と認定するための基準を示したこと。